

## 標準開示フォーマット（任意団体用）

報告年月日 平成24年3月7日

報告者氏名 舞田 慶一郎

当該法人における役職 事務局長

### 1. 組織情報

■ 団体名称 小林市あかつき福祉協会

■ 主たる事務所の所在地 宮崎県小林市北西方207番地3

■ 従たる事務所の所在地 宮崎県小林市細野455-1 市役所第4別館内 障害者交流プラザ

■ 代表者氏名 会長 永峯 護

■ 設立年月日 平成20年4月1日

■ 団体の目的 会員及びその家族の自立、福祉の増進ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とする

■ 事業活動の概要  
(400字以内) (1) 障がい者の福祉向上のため、関係諸団体との調整をはかり連絡調整を行う。  
(2) 福祉情報の収集及び会員へ情報伝達を行う。  
(3) 会員相互の親睦をはかり、各種研修及び障害者福祉に関する企画・広報活動を行う。  
(4) その他、目的達成に必要な事業を行う。

■ 公開用電話番号①(会長) 0984-22-7388 ■ ファクス①(会長) 0984-22-7388

■ 公開用電話番号②(交流スペース) 0984-22-5130 ■ ファクス②(交流スペース) 0984-22-5130

■ ホームページ http:// ■ メールアドレス

■ 常勤職員数 0人

■ 定款等の添付  協会規約

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

http://www

■ 監査の実施  監事監査

## 2. 財務情報

### ■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

### ■ 損益計算書（収支計算書）

	事業	事業	事業	合計
経常収益計	1,982,281			1,982,281
会費収入	263,500			263,500
自販機収入	899,010			899,010
小林市補助金収入	300,000			300,000
小林市社協助成金	90,000			90,000
雑収入	105,155			105,155
前期繰越金収入	324,616			324,616
収入				
収入				
収入				
収入				
経常費用計	1,982,281			1,982,281
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

### ■ 貸借対照表

平成99年99月99日現在

I 資産の部 1. 流動資産 2. 固定資産  資産合計		II 負債の部 1. 流動負債 2. 固定負債 負債合計 III 正味財産の部 正味財産合計 負債及び正味財産合計	
--	--	---	--

### ■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

公益法人会計基準

なし

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

その他（その会計基準名）……………

○○○○

# 小林市あかつき福祉協会規約

## 第1章 総則

- (名称) 第1条 この会は、小林市あかつき福祉協会という。  
(事務所) 第2条 この会の所在地は、協会会長宅とする。

## 第2章 目的及び事業

- (目的) 第3条 この会は、会員及びその家族の自立、福祉の増進ならびに会員相互の親睦をはかることを目的とする。  
(事業) 第4条 この会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 障がい者の福祉向上のため、関係諸団体との協調をはかり連絡調整を行う。  
(2) 福祉情報の収集及び会員へ情報伝達を行う。  
(3) 会員相互の親睦をはかり、各種研修及び障害者福祉に関する企画・広報活動を行う。  
(4) その他、目的達成に必要な事業を行う。

## 第3章 会員および会費

- (入会) 第5条 小林市に在住する者で、この会に入会しようとする者は年会費を納入しなければならない。身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳のいずれかを所持している者を正会員とする。障害者手帳を所持していない者でこの会の趣旨に賛同して入会する者を協力会員とする。  
2 ただし、小林市に在住しない者で理事会において会員として適格とみとめられた時は、入会することができる。  
(会費) 第6条 会員は以下の会費を毎年5月末日までに納入しなければならない。  
(1) 正会員 年額1,000円  
(但し、1家族に2名以上の会員がいる場合は2人目以降は年額500円)  
(2) 協力会員 年額1,000円

### (退会・資格喪失)

- 第7条 この会を退会する時は、任意に退会できる。  
本人が死亡したとき又は除名されたときには会員の資格を喪失する。

## 第4章 役員

- (役員) 第8条 この会には、次の役員を置く。  
(1)会長 1名 (2)副会長 3名 (3)事務局長 1名 (4)会計 1名  
(5)監事 3名 (6)理事 20名以内 (7)連絡員 若干名 (8)部会長 部会ごとに1名

### (役員の仕事・任期)

- 第9条 役員の仕事役割等は以下とする。  
(1) 会長は、この会を代表し、協会活動を統括する。  
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。  
(3) 事務局長は、この会の事務全体を統括し、協会活動の記録管理を行う。  
(4) 会計は、この会の会計帳簿及び資産の記録管理を行う。  
(5) 監事は、民法第59条の任務を行う。即ち、役員の仕事執行状況及びこの会の財産・会計を監査する。  
(6) 連絡員は、理事と会員との連絡業務を行う。  
(7) 部会長は、それぞれの部会を統括し、その活動を総会で報告しなければならない。  
(8) 4役は、会長、副会長、事務局長、会計とする。  
(9) 理事会は、4役、理事、部会長で組織しこの会の活動を遂行する。  
(10) 役員会は、4役、理事、部会長、監事で組織する。  
(11) 役員の仕事は、これを妨げない。  
(12) 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。後任の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

- (会議) 第10条 この会の会議は、定期総会・臨時総会・4役会・理事会・役員会とする。
- 2 定期総会は、毎年1回4月に開催する。
  - 3 臨時総会は、4役会または理事会が必要と認めた場合あるいは会員の2分の1以上の請求もしくは監事から特別の事項を示して請求があった場合に開催する。
  - 4 4役会・理事会・役員会は会長が必要と認めたときに招集することが出来る。
  - 5 総会の議長は出席会員の中から選出する。その他の会議の議長は、会長が行う。
  - 6 総会及びその他の会議の定足数は、その会議の定数の過半数をもって成立する。
  - 7 会議の議決は、出席会員過半数で決定し、同数のとき議長の決するところによる。

## 第6章 会計

(会計の財源)

- 第11条 この会の会計は、次により賄う。
- (1)会費 (2)市補助金 (3)社協助成金 (4)事業収入 (5)その他

(会計年度)

- 第12条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

(役員手当)

- 第13条 この会の役員手当及び連絡員手当は理事会において別に定める。

## 第7章 旅費及び慶弔費

- (旅費) 第14条 この会の役員が会の用務のため出張する場合は、会長の命を受けて旅費・宿泊費及び必要経費を支給する。出張旅費は会長に精算書を提出しなければならない。
- 2 旅費規程は、別に定める。

- (慶弔費) 第15条 この会の会員が死亡したときには、レタックス弔電を送る。

## 第8章 公開性及び規約改正

- (公開性) 第16条 この会の会計帳簿及び帳票・預金口座は、会計が保管管理し会員及び所轄庁から閲覧の要請がある場合には開示しなければならない。

- (規約改正) 第17条 規約の変更は、4役会、理事会で協議し、総会または臨時総会における議決を必要とする。但し、軽微な変更は理事会の議決によることができる。

## 第9章 その他

(解任・除名)

- 第17条 この会の会員または役員が、この会の名誉を著しく毀損し運営活動を妨げた場合は理事会の議決により解任または除名することができる。但し本人の弁明の機会を与えなければならない。監事の承認も得なければならない。

- (辞任) 第18条 役員の自己都合による辞任は、会長にその書面を提出しなければならない。

## 附 則

1. この会則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この会則は、平成22年4月1日から施行する。
3. この会則は、平成23年4月1日から施行する。

# 平成22年度決算報告書

平成23年3月31日 現在

団体名 小林あかつき福祉協会

科 目	22年度予算 (A)	補正予算 (B)	22年度決算 (C)	差 引 (決算-予算)	備 考
<b>収入の部</b>					
会費収入	320,000		263,500	-56,500	正会員251・準会員25計276名入金、未入金32名
本年度自販機収入	950,000		899,010	-50,990	市内自動販売機売上
小林市補助金	200,000	100,000	300,000	0	小林市より
小林社協助成金	100,000		90,000	-10,000	社会福祉協議会より
雑収入	10,000		105,155	95,155	ノリ分配金2.7万、寄付金2万、バザー売上 他
当期収入合計	1,580,000	100,000	1,657,665	-22,335	
前期繰越額	324,616		324,616	0	
<b>収入合計</b>	<b>1,904,616</b>	<b>100,000</b>	<b>1,982,281</b>	<b>-22,335</b>	
<b>支出の部</b>					
県身連負担金	73,000		44,000	-29,000	県身連負担金
総会費	150,000		150,376	376	総会費・記念タオル
福祉大会費	150,000		113,471	-36,529	福岡大会
研修費	250,000	20,000	136,648	-133,352	総額327,648円 88名参加・個人負担191,000
スポーツ大会費	350,000		433,754	83,754	小林分305,574・県スポーツ128,180
相談員費	50,000	30,000	141,225	61,225	宮崎大会・福岡大会・相談員8名年会費
部会活動費	100,000	20,000	60,047	-59,953	企画部へ50,000円、体育館使用料他10,047円
役員手当	364,000		374,000	10,000	会長・副会長3名・事務局2名 計18万 0 理事14名部長2名連絡員9名・監事3名 計19.4万
旅費交通費	120,000		83,925	-36,075	沖縄出張20,000・県身連会議他
事務局費	35,000	10,000	45,000	0	あゆみの会へ35,000円 会計へ10,000円
通信費	40,000	10,000	43,685	-6,315	案内状2回ハガキ代、切手代
会議費	45,000		58,724	13,724	理事会及びスポーツ大会反省会 他
消耗品費	25,000	10,000	7,612	-27,388	ゴム印代
自動販売機設置料	50,000		0	-50,000	
雑 費	42,616		31,805	-10,811	バザー用甘藷代、交通安全協会会費・大会費
予備費	60,000		0	-60,000	
備品費	0		108,659	108,659	デジカメ、卓球台・イス・カバー
当期支出合計	1,904,616	100,000	1,832,931	-171,685	
次期繰越額	0		149,350	149,350	
<b>支出合計</b>	<b>1,904,616</b>	<b>100,000</b>	<b>1,982,281</b>	<b>-22,335</b>	